

# 地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

## 地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画を策定しました。地域計画が策定されたことにより、農振除外・農地転用許可の手続きが一部変わります。

## 令和7年度からの変更点

農振除外及び農地転用許可を行う場合には、原則として、事前に地域計画の変更を行い、対象農地を地域計画の区域から除く必要があります。地域計画は、用途地域を除くすべての農地を対象としています。

※仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供することを目的とした農地転用等を除く

### 農用地の場合



### 農用地以外の場合



## 手続きの相談・提出先

地域計画の変更や農振農用地の除外等について  
農地転用について

農政課企画振興係(内線1812)  
農業委員会事務局(内線1714)

